

閲覧用

令和3年9月

第15回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年9月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年9月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名

欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	欠
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 60 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 61 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 岡野 雅幸

農地係長 上原 亮司

農地係 宮崎 修治

会長	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより第 15 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。依然として新型コロナウイルスをめぐる状況が厳しいため、行橋市農業委員会憲章の朗読を割愛致します。</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 60 号より議案第 62 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 60 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 60 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p> <p>仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
大田委員	<p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。大字稲童字三田■■■■番、田、698 m²、外 2 筆、計 1,968 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。仲津地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。</p> <p>これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第 60 号、3 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ご異議がありませんので、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件については、許可することに可決決定いたしました。</p> <p>次に議案第 61 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 61 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 9 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 8 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区 2 件について地区委員より報告願います。</p>
船津委員	<p>行橋地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>地区番号1番。申請人、■■■■■。行事二丁目■■■■■番■■■、田、646 m²。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築及び道路敷を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、宅建免許証が添付されております。また、既に道路敷が設置されている旨の始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号2番。申請人、■■■■■。行事三丁目■■■■■番■■■、田、69 m²。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、進入路を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書未添付、理由書添付、隣地承諾書不要。また、既に進入路として利用されている旨の始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。行橋地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>長城委員</p>	<p>次に仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>地区番号3番。申請人、■■■■■。大字袋迫字大無田■■■■■番、田、1,058 m²。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、資材置場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。仲津地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>槌野委員</p>	<p>次に泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。申請人、■■■■■。北泉一丁目■■■■■番■■■、田、1,165 m²。北泉一丁目■■■■■番■■■、田、1,555 m²。計2筆、2,720 m²。所有者、■■■■■、■■■■■。売買契約で所有権を移転、共同住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号5番。申請人、■■■■■。北泉三丁目■■■■■番■■■、田、310 m²。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、信者修行所を</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。泉地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>松本委員</p>	<p>次に稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号6番。申請人、■■■■■。大字下稗田字小堤■■■■■番■■■、田、155 m²。所有者、■■■■■。贈与契約で所有権を移転、駐車場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。また、既に整地されているため始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。稗田地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>次に延永地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>地区番号7番。申請人、■■■■■。大字吉国字木代■■■■■番■■■、田、956 m²。大字吉国字木代■■■■■番■■■、田、302 m²。大字吉国字木代■■■■■番■■■、田、1,095 m²。計3筆、2,353 m²。所有者、■■■■■、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建築条件付宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>次に地区番号8番。申請人、■■■■■。大字吉国字神出■■■■■番■■■、田、520 m²。所有者、■■■■■。贈与契約で所有権を移転、自己住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。延永地区の2件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p>

委員 会長	<p>全員賛成とみとめます。議案第 61 号、5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第 61 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 62 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 62 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 62 号については、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)についてです。■■■■が所有する、大字元永字高畔■■■■番■■、田、1,231 m²について、■■■■が所有権の移転を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
会長 委員 会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 62 号について賛成をする方の挙手を求めます。</p>
	<p>全員賛成とみとめます。議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。</p> <p>以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に本日の署名委員を指名いたします。</p>
	<p>6 番 植田委員</p>
	<p>7 番 船津委員</p>
	<p>議長(農業委員会会長)</p>

